The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	入会地内で行われた野焼作業において、作業員である被害者ら三名が原野内で着火するのに等しい危険な行為を行って焼死した事故について、同野焼作業の企画・立案を担っていた被告人両名に業務上過失致死罪の成立を認めた原判決を破棄して無罪とした事例 : 東京高判平成三一年一月二三日判時二四一二号九二頁
Author(s)	亀田, 悠斗
Citation	阪大法学. 2020, 70(1), p. 161-179
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87285
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

判例研究

入会地内で行われた野焼作業において、作業員である被害者ら三名が原野内で着火するのに等しい危険な着火行為を行って焼死した事故について、同野焼作業の企画・立案を担っていた被告人両名に業務上過失致死罪の成立を認めた原判決を破棄して無罪とした事例

――東京高判平成三一年一月二三日判時二四一二号九二頁――

亀田悠斗

第一　事案の概要

一　本件は、平成二二年三月二〇日に実施された、静岡県御殿場市付近一帯の陸上自衛隊東富士演習場内に存在する入会地（以下、「本件入会地」という。）の野焼作業（野生する萱を焼き払う作業）において、作業員三名が、火炎に巻き込まれ焼死したという事案である。

本件入会地は、総面積約三〇〇〇ヘクタールにわたる広大で起伏を伴う萱の群生地であり、同日に実施された野焼作業においては、本件入会地中の作業地域が五つの作業区及びそれをさらに細分化した複数の作業区域に分けられていた。被害者ら三名は、同日午前九時三〇分頃から、「山口道」（幅員約八・八メートルの未舗装の道路）と「入会七号」（被害者らが所属していたH1

班担当の作業区域とその西側に隣接するC3班担当の作業区域の境にある幅員約四・七メートルの道路）との交差点から入会七号に入り、これに沿って一列に並んで、道端の萱に着火しては、前方で作業中の他の作業員を追い越して、さらにその前方で萱に着火することを繰り返すという手順により火入れ作業を行っていた。そして、同日午前一〇時頃、被害者らを含むH1班の作業員らが着火した火炎又は前記C3班の作業員らが着火した火炎のいずれかの火炎が、強風にあおられて、前記交差点から入会七号を北西に約五六〇メートルないし六〇〇メートル進入した場所付近一帯に燃え上がった際、同所付近にいた被害者らは同火炎からの避難不能の状況に陥り、同所において焼死した。

被告人Aは、本件入会地の管理保全業務等を行っていたG組合の組合長であり、平成二二年三月二〇日、同組合ほか三組合が同入会地の野焼作業（以下、毎年度行われる同作業自体を「野焼作業」といい、同日に行われた同作業を「本件野焼作業」という。）を実施するに際し、その作業総責任者として、本件野焼作業の実施計画を企画・立案し、その実施を指揮・監督するなどの業務に従事していた者である。被告人Bは、G組合の事務局長であり、本件野焼作業を実施するに際し、同組合事務局及び統制本部の責任者として、実施計画の原案を検討・起案するなど、被告人Aから、本件野焼作業の実施計画の企画・立案についての実質的権限を委ねられ、被告人Aの前記業務を補佐する業務に従事していた者である。

二　原審（静岡地裁沼津支判平成二九年二月二四日判例時報二四一二号一〇〇頁）は、被告人両名に業務上過失致死罪の成立を肯定した（被告人Aに禁錮一年、執行猶予三年、被告人Bに禁錮一〇月、執行猶予三年）。その理由は次の通りである。すなわち、本件入会地の中に、入会七号のように、「それ自体は『防火帯』（引用者補足：「野焼作業において、火炎の延焼・拡大等の危険から作業員らの安全を確保することができる程度の幅員を備えた安全地帯であって、当時の御殿場市火入れに関する条例又は裾野市火入れに関する条例の各規定による幅五メートルないし一〇メートル以上のもの及びこれに準じるものをいい、これには、植物を刈り取って焼き切るなどの方法で野焼作業のために人為的に作られたものだけでなく、一定の幅員を備えた道など既に存在している地物を利用する場合も含まれる。」）にはなり得ないものであるにもかかわらず、一見するとある程度の幅員があるため、作業員らにおいて、それ自体が『防火帯』であると誤解するなどして漫然と立ち入り、緊急時の避難場所を確保しない

まま作業を進める危険のある場所が存在しており、被告人両名も、入会七号の状況を認識していたから、……野焼作業の火炎が急速に拡大、延焼し、作業員らの避難が困難になり、その生命・身体に危険が及ぶおそれがあることを十分予見することができた」。「そうである以上、被告人両名としては、緊急時に作業員らの避難場所が確実に確保され、その生命・身体が守られるよう、本件野焼作業の実施計画段階において、本件四組合の代表者らが出席して開催された入会四組合長会議や、これに地元側の関係地区代表や作業担当責任者らも出席して開催された代表者会議等で、『防火帯』以外の場所からの着火を禁じること及び『防火帯』の場所を協議して取り決めた上で、自ら又は作業担当責任者らを通じて、これを各作業班の作業員らに周知徹底すべき業務上の注意義務があった」。それにもかかわらず被告人両名はこれに違反した、という（被告人両名の過失は過失の競合にあたるとする）。

三　これに対して、被告人ＡＢ両名が控訴した。

第二　判旨

破棄自判、無罪（確定）。

「原判決は、まず、本件事故と因果関係を有する結果回避措置を設定し、しかる後、かかる結果回避措置を講ずるべき責任主体は誰かを検討して、被告人両名にその作為義務を認め、その後、被告人両名の予見可能性や結果回避可能性を検討している。しかし、過失責任を検討する際は、まず被告人両名に本件事故に対する予見可能性があるかどうかを検討し、予見可能性がある場合に結果回避措置の内容を検討するのが通常であるから、原判決の判断枠組みが本件において適切であったかどうかについては疑問がある。」

「また、原判決は、『防火帯』の意味について、野焼作業において、火炎の延焼・拡大等の危険から作業員らの安全を確保することができる程度の幅員を備えた安全地帯であることのほか、当時の御殿場市火入れに関する条例又は裾野市火入れに関する条例の各規定による幅五メートルないし一〇メートル以上のもの及びこれに準じるものなどと説明している。しかも、原判決によ

れば、入会七号は、約四・七メートルの幅があるのに『防火帯』ではないとされているが、それなりの道路幅があることにより、緊急時の避難場所としての適否の判断を誤るおそれがある……ともされており、これによれば、入会七号が『防火帯』であるかどうかは相当重要な意味を持っているはずなのに、何故、道路幅が五メートルに約〇・三メートル足りないだけの入会七号が『防火帯』とならないのかは必ずしも明らかでない。これは、そもそも、所論が指摘するとおり、その準じるという意味が不明確であることや、飛び火等による森林への延焼の防止を目的とした各条例上の防火帯の概念を、人の生命・身体に対して火炎が及ぼす種々の現象（熱、煙、酸素欠乏等）のほか、萱の群生する原野に立ち入って作業することを考慮しなければならない野焼作業における人の生命・身体の安全確保のための場所に転用していることが適切でないためである。そして、原判決が、山口道から入会七号に立ち入って着火するにしても、山口道から焼け跡を広げ、焼け跡を背にしてその外縁部に着火するようにしてさえいれば、風向や風速の急変などの緊急事態が発生しても、その焼け跡を避難場所として利用することで、安全を確保することができたと説示していることも考慮すると、『防火帯』とは、原判決のいう前段部分のみ、すなわち、火炎の延焼・拡大等の危険から作業員らの安全を確保することができる程度の幅員を備えた安全地帯という限度でしか意味を持たないと解するのが相当である。」

以上の二点を前提として、本判決は、被告人両名の予見可能性について以下のように説示する。

「野焼作業においては、具体的な着火場所の選定は現場の状況等を一番よく知り得る立場にある現場作業員らの判断に委ねられており、また、被害者三名を含むL支隊員らは、経験も豊富で、野焼作業の安全性のための手順を十分にわきまえた人達であったことが認められる。そして、現場の作業員らの判断で進められてきたこれまでの東富士演習場の野焼作業では、作業員らの大きな死傷事故につながるような事故が発生していなかったし、被告人両名は、本件野焼作業の企画・立案を担っていた者ではあるが、前記のとおり本件実施計画書は、作業担当責任者らが参加する会議での了承も経て確定しているところ、その過程で事故の危険性について具体的な指摘も受けていない。そうすると、被告人両名の立場からすれば、入会七号の存在を認識していたとはいえ、経験豊富な現場作業員らが、『野焼作業の鉄則』に反して、原野内で着火するのに等しい危険な行為を行うようなこ

とは、通常は想定し得ないというべきであり、これを、計画の企画・立案の際に、具体的に予見できた又は予見すべきであったというのは、常識的に考えても無理がある。」

「これに対し、原判決は、緊急時の避難場所となり得る安全地帯を背にして、その外縁部に着火し焼け跡を広げていく方法で作業を進めるべきことは、野焼作業に従事する者の常識であり、『野焼作業の鉄則』であるとしつつ、一方で、このことについて主催者側で適切な注意喚起や安全教育を実施して周知徹底しておかなければ作業員らの生命・身体に危険が及ぶことは常識であるという。しかし、例えば、野焼作業の未経験者にボランティアとして参加してもらうのであれば格別、本件野焼作業においては、まさに野焼作業の常識・鉄則を知る経験豊富な現場作業員らが実施するのであり、このような経験豊富な現場作業員らにとっては、安全地帯を背にしてその外縁部に着火していくということは、野焼作業の際の当然の前提であり、言わずもがなのことである。そうであれば、改めて周知徹底する必要もないはずであり、注意喚起や安全教育を実施して周知徹底しておかなければ作業員らの生命・身体に危険が及ぶことが常識であるというのは、明らかに論理的に矛盾している。また、原判決は、被害者ら三名等による本件着火行為を原野で着火するが如しなどと評しながら、一方で、被告人両名が入会七号の状況を認識していたことを理由に、現場作業員らが入会七号に入って着火作業を進めても安全と誤解して危険な作業をすることが予見できた又は予見すべきであったという。しかし、入会七号の状況を認識していたとはいえ、その中に入って着火するということは、原野で着火する如く危険な行為なのであるから、野焼作業の常識・鉄則を知る経験豊富な作業員らが、このように危険な行為をすることは、通常は想定し得ないはずであり、これを予見できた又は予見すべきであったというのも、これまた論理的に無理がある。」

続けて、本判決は原判決の認めた結果回避義務も認められないという旨説示する。

「また、原判決は、被告人両名が懈怠した義務として、①『防火帯』以外の場所からの着火を禁じるという義務を挙げている。これは、原判決が説示するところによっても、結局、緊急時の避難場所となり得る安全地帯を背にして、その外縁部に着火し焼け跡を広げていく方法で作業を進めるべきという『野焼作業の鉄則』に反する着火を禁じるということに他ならないところ……、こうした『野焼作業の鉄則』は、野焼作業の経験を有する現場の作業員にとっては、自己の身を守るための言わずもがなの常識

であったことからすると、これに反する行為の禁止措置について被告人両名に義務付けられていたというのは不合理である。作業員の誰しもが知っていることについては、それに従って行動することを信頼してよいはずであるし、言わずもがなの常識であれば、改めて言う必要もないからである。」

「また、原判決は、②被告人両名には、『防火帯』の場所を協議して取り決めた上で、自ら又は作業担当責任者らを通じて、これを各作業班の作業員らに周知徹底すべき義務があったという。しかし、『防火帯』の意味を、前記のとおり、火炎の延焼・拡大等の危険から作業員らの安全を確保することができる程度の幅員を備えた安全地帯と理解すると、これまで、東富士演習場の野焼作業においては、こうした安全な場所かどうかの判断は、担当する区域の地形、風向や風の強さ、萱の状態、作業員の人数等に応じて、作業当日に現場の作業員らが具体的に判断するのが合理的として、当日の現場作業員らの判断で行われてきたものである上、被告人両名は、本件実施計画書の企画・立案をした者ではあるが、東富士演習場の野焼作業ではこれまで大きな事故が起こったこともなく、また、本件野焼作業の実施計画の策定過程において作業担当責任者らが出席した会議等の際にも、その伝統的な作業手順について異を唱える者は誰もいなかったのであるから、このような本件野焼作業に至る状況下においては、被告人両名において、原判決がいうような措置を講じなければならないような動機付けが生じようもなく、このような義務が本件事故を回避するために被告人両名に課せられていたとはいい難い。」

「なお、付言すると、……危険物の製造、施設の管理に関する事故の場合、注意義務の帰属主体としての組織を確定した上で、その組織の中での地位や職責、権限、職務の遂行状況等を踏まえて、結果発生の危険性、それに対する支配、管理性などの事情を実質的・総合的に考えて、個人として具体的に注意義務の帰属主体となり得るものは誰かというプロセスを経て責任の所在を問うという判断手法が用いられることがある。原判決も、同様の手法を用いて、被告人両名に対する責任を導いたのではないかと推測できるが、これまで見たように、本件事故や本件野焼作業の実態（本件事故に即してみると、被告人両名ら主催者側が具体的な危険を創出しているものでもないし、前記のような伝統や経験に裏打ちされた本件野焼作業における主催者側と現場作業員らのそれぞれの役割からすると、被告人両名が危険の管理をすべて引き受けているものではない。）からすると、本件におい

ては、このような判断手法は適切でなかったと思われる。」

第三　研究

一　検討事項

本件は、野焼作業において現場作業員であった被害者らが危険な作業手順をとった結果焼死したことについて、同野焼作業の計画を企画・立案した被告人両名に過失が認められるかどうかが問題となった事例である。本判決が「被告人両名は本件事故を予見できたし、予見すべき義務があったとして、被告人両名に業務上過失致死罪の成立を認めた原判決の判断は、原審証拠と論理則・経験則等に照らして不合理であって首肯できない」と述べているように、業務上過失致死罪の成否に関する原判決と本判決の結論の違いは、主に予見可能性の存否に関する判断の相違によってもたらされたといえる。そこで、本稿では、まず両判決による予見可能性の法的理解及び本件におけるその具体的判断の整理・分析を行う。次いで、本判決が予見可能性を否定した後に続けて行った結果回避義務否定の判断について検討する。最後に、両判決間の判断手法の違いについても若干言及する。(1)

二　予見可能性について

（一）原判決による予見可能性の理解と判断

まず、原判決による予見可能性の法的理解について、原判決は、予見可能性は結果回避措置の実施を動機付けうる程度で足りると解している。「被告人両名には、現場の作業員らの安全確保に向けた積極的な措置（検察官主張の結果回避措置に即していうと『防火帯外着火禁止措置に係る履行確保措置』）を実施するよう動機付けられるに十分な具体的事実の認識はあったといえ、結果回避義務を導く前提として要求される予見可能性があったといえる。……これに対し、弁護人らは、危険が現実化していく過程を具体的に予見できなければ、『本件結果及び因果関係の基本的部分の予見可能性』があったとはいえないことを前提に、種々主張しているが、予見可能性が必要とされる根拠に照らし過大な要求をしているというべきで、採用できない」との説示か

ら、そのように推測される。

予見可能性の対象について、従来の下級審裁判例の多くは「特定の構成要件的結果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分」の予見可能性を必要としてきた[2]。他方、最高裁判例はこのような定式を明示的には採用していないが、因果経過の予見可能性について、実際の因果経過をある程度抽象化したものをその対象としている[3]。

さらに、いくつかの下級審裁判例においては、結果回避措置実施を動機付けうるに足る事実を予見可能性の対象たる因果経過（「因果関係の基本的部分」）とする理解が明示的に採用されている。例えば、大阪高判平成二〇年七月一〇日（明石市砂浜陥没事件第一次控訴審判決）[4]が挙げられる。大阪高裁は、「過失犯において行為者に過失責任を問うために予見可能性の存在を必要とする理由は、過失行為により当該被害結果を招来するに至ったことにつき、行為者に過失行為時、当該被害結果の発生を予見する可能性が存すれば、結果回避措置を講ずることを期待できることを問責の根拠とするものであるから、実際にたどった具体的な因果経過そのものについての予見可能性までを必要とするものではなく、結果発生に至る因果関係の基本的部分について予見可能であれば足りることは、過失犯の性質上、当然のことと解される」とし、実際に、結果を回避するための措置を講ずべきことの動機付けという観点から、「本件において予見可能性が要求される因果関係の基本的部分」を特定している[5]。

結果回避措置実施の動機付けという観点に基づく予見可能性理解は、前記下級審裁判例のようにこれを明示する裁判例だけでなく、広く従来の裁判例に通底・伏在するものであると指摘されている[6]。また、このような理解は、学説においても有力に主張されている[7]「予見可能性の結果回避義務関連性」を肯定する見解の一形態といえる。「予見可能性の結果回避義務関連性」とは、「予見可能性は、およそあるかないかという形でその有無を問いうるものではなく、とられるべき結果回避措置との関係で相対的に定められ、低い程度の予見可能性に対しては弱い結果回避措置が対応し、高い程度の予見可能性に対してはその行為をおよそ直ちに中止するという強い結果回避措置が対応して課されるというように、結果回避義務との相関関係が存在する」との理解をいう[8]。

本件原判決は（結果及び）「因果関係の基本的部分」の予見可能性という表現を用いていないが[9]、結果回避措置実施の動機付

けという観点に基づく予見可能性理解によれば、当該動機付けを生じさせうる事情が予見・認識可能かどうかが重要なのであり、そのような事情を「因果関係の基本的部分」と呼称するかどうかは重要ではない。[10] したがって、原判決の予見可能性理解は従来の裁判例の傾向に沿うものといえよう。

原判決は、予見可能性に関する具体的判断に際して、まず、「大規模に原野を焼き尽くす野焼作業において、現場作業員らに、作業の危険性や危険を避ける方法について周知徹底するなどの適切な注意喚起や安全教育を実施しておかなければ、風向・風速の変化に伴う燃焼状況の急変等の緊急事態が生じたときに、避難が困難になって、作業員らの生命・身体に危険が及ぶおそれがあることは、いわば常識であり、被告人両名においても当然にこれを認識していたと認められる」と指摘する。なぜ適切な注意喚起や安全教育がなければ燃焼状況の急変等によって避難が困難になりうるかといえば、「大規模に原野を焼き尽くす野焼作業においては、風向や風速、その変化によって燃焼状況が急変することがあるところ、一見するとある程度の幅員がある道路で安全に見える場所であっても、火炎に囲まれた場合には十分な安全が確保できず、緊急時の避難場所になり得ないことがあり、適切な注意喚起や安全教育がなされていないと、それなりの道路幅があることに惑わされて、緊急時の避難場所としての適否の判断を誤る危険がある」[11] からである。緊急時の避難場所（「防火帯」）としての適否の判断を誤る危険は、「『防火帯』から着火し、『防火帯』から焼け跡を広げてこれを背にして進行するなど、緊急時の避難場所を確保しながら作業を進めるべきこと」が現場の作業員らにとって常識に属するものであり「野焼作業の鉄則」であるということを考慮してもなお認められるという。これは、「野焼作業の鉄則」を知っていたとしても「防火帯」の選定を正しく行うことができなければ「野焼作業の鉄則」を適切に実践・履行することは困難であるところ、大規模な野焼作業における「防火帯」選定の方法やこれに関する知識は現場作業員らにとって常識ではないという意味であろう。

次いで、原判決は以下のように述べる。本件入会地の中にも「緊急時の避難場所としての適否の判断を誤る危険がある」場所があり入会七号もこれに該当するところ、被告人両名は入会七号の状況を現に認識していた。そうである以上、「防火帯」の具体的な明示がなければ、緊急時の避難場所としての適否の判断を誤るおそれがあることを十分予見でき、また予見すべきであっ

た、と。なぜ入会七号が客観的には緊急時の避難場所に該当しないにもかかわらず作業員らによって該当すると誤解されうるかといえば、それは、入会七号が一見安全に見えるようなある程度の幅員を備えているからである。

(二) 本判決による予見可能性の理解と判断

本判決は、現場の作業員らによる「野焼作業の鉄則」に反した原野内で着火するのに等しい危険な行為の実行は通常想定し得ないものであり、「これを、計画の企画・立案の際に、具体的に予見できた又は予見すべきであったというのは、常識的に考えても無理がある」として、被告人両名の予見可能性を否定している。この結論に至るまでに概ね以下のことが述べられている。すなわち、大規模な野焼作業の場合、着火場所の決定等の具体的な作業方法については現場の作業員らの判断に委ねられているところ、本件野焼作業もこのような形で実施されている。これは、「現場の作業員においては、各班ともこれまでも毎年同じ区域の野焼作業に従事していて地勢を承知しているとともに、経験が豊富な者が多いことから」、そうするのが適当であると考えられたからであり、「これまでの東富士演習場の野焼作業の例を踏襲したものであって、伝統や経験に裏打ちされた相応の合理性のあるものである」。被害者ら三名を含むL支隊員ら[12]も、「当時の風向を考慮して作業の効率性を考えると同時に、火に包まれて逃げ場を失って身に大きな危険が及ぶことはない」と自ら判断して入会七号に立ち入って着火をしたが、客観的に見れば、このような本件着火行為は「野焼作業の鉄則」に反した著しく危険な行為であった。しかし、被害者ら三名を含むL支隊員らは相応に野焼作業の経験を有し、毎年同じ地区を担当しており、安全な手順を十分わきまえた者達であった。さらに、同様に行われてきたこれまでの東富士演習場の野焼作業において死傷事故につながるような事故は発生していなかったし、作業担当責任者らが参加する会議等において事故の危険性に関する具体的な指摘もなかった、という。

本判決は予見可能性の法的理解について明示していない。また、結果回避措置実施の動機付けが生じえたかどうかという観点による検討が後の結果回避義務の存否に関する判断の段階において行われている。それゆえ、本判決は、結果回避措置実施の動機付けという観点に基づいて予見可能性を理解しているわけではないと見ることもできよう。もっとも、そのような予見可能性

理解から、本判決の具体的判断が説明されえないというわけではないように思われる。すなわち、着火場所の決定等を現場の作業員らに委任するという本件野焼作業は、作業員の多くが担当地区の地勢をよく承知し経験も豊富であったことに基づく、伝統や経験にも裏打ちされた「相応の合理性のあるものである」。その合理性ないしこれを基礎づける事情を認識していたであろう被告人両名に、主催者側による何らかの結果回避措置を実施する動機付けの可能性が存在していたというためには、被害者らが原野内で着火するのに等しい危険な行為を行うことの具体的な予見可能性が認められなければならない。しかし、その具体的な予見可能性を支持するような事情は見受けられない。したがって、具体的な予見可能性は認められず、それゆえ結果回避措置実施の動機付けの可能性が存在したとはいえない、と。以上の説明が成り立つのであれば、本判決の予見可能性判断と従来の裁判例の予見可能性理解に基づく判断とは、結論において相違しないといえる。

続いて、本判決は、原判決の挙げていた予見可能性肯定の論拠には論理的な矛盾・無理があり、それゆえ予見可能性否定の判断を妨げるに足るものではないということを示している。

第一に、原判決は、予見可能性肯定の論拠の一つとして、「適切な注意喚起や安全教育」を実施しなければ、緊急事態が生じたときに作業員らの生命・身体に危険が及ぶおそれがあることは、常識であり被告人両名もこのことを当然に認識していたと認められる、ということを挙げていた。これに対して、本判決は、「野焼作業の鉄則」との関係で矛盾が認められると指摘する。すなわち、本件野焼作業を実施する「野焼作業の常識・鉄則を知る経験豊富な現場作業員ら」に対して改めて「野焼作業の鉄則」について適切な注意喚起や安全教育を実施して周知徹底する必要はないはずであり、そうしなければ作業員らに危険が及ぶことが常識であるというのは、論理的に矛盾しているという。

ここで、本判決は、原判決のいう「適切な注意喚起や安全教育」とは「野焼作業の鉄則」を教えることないし改めて周知徹底することであると解しているように思われる。もっとも、原判決のいう「適切な注意喚起や安全教育」が実際にそのような意味であるかどうかは定かでない。確かに、原判決の予見可能性判断において、「作業の危険性や危険を避ける方法について周知徹底するなどの適切な注意喚起や安全教育」と述べられていることや、原判決の設定する結果回避措置とは「本件野焼作業の実施

計画段階において、代表者会議等の機会に、現場の作業担当責任者らとの間で、『防火帯』以外の場所からの着火を禁じることや、『防火帯』ではない場所と『防火帯』とを明示することを取り決めた上、これを現場の作業員らに周知徹底する措置（防火帯外着火禁止措置に係る履行確保措置）」であり、なおかつ「適切な注意喚起や安全教育」と「防火帯」の明示が区別されていることを考慮すれば、原判決のいう「適切な注意喚起や安全教育」とは「野焼作業の鉄則」の周知徹底を意味するように見える。しかし、別の箇所では、原判決は、「それなりの道路幅があることに惑わされて、緊急時の避難場所としての適否の判断を誤る危険」という大規模な野焼作業に特有の「潜在的な危険」を意識した注意喚起・安全教育を「適切な注意喚起や安全教育」と捉えている。(13) すなわち、後者によれば、「適切な注意喚起や安全教育」とは、大規模な野焼作業に特有に潜在する「作業の危険性や危険を避ける方法について周知徹底するなどの適切な注意喚起や安全教育」を意味する。もし原判決の理解が後者であるならば、原判決の主張と本判決の反論は噛み合っていないということになる。

しかし、本判決の認定によれば、被害者ら三名を含むL支隊員らが「入会七号に立ち入って着火をしたのは、当時の風向を考慮して作業の効率性を考えると同時に、火に包まれて逃げ場を失って身に大きな危険が及ぶことはないと判断してのもの」であり、原判決のいうように「入会七号を『防火帯』と誤解して入った」わけではない。すなわち、被害者らは入会七号を緊急時の避難場所であると誤認して作業を行ったわけではなく、端的に緊急時の避難場所を確保せずに作業を行ったのである。そうだとすれば、本件事故は原判決のいう潜在的な危険が現実化したために起こったものではない。だからこそ、本判決は前記潜在的な危険を意識的に考慮から外したのだと考えることもできる。

第二に、原判決は、本件入会地の中には入会七号のように緊急時の避難場所にあたると誤認される危険のある場所が存在しており、被告人両名も入会七号の状況を現に認識していた以上、「防火帯」の明示がなければ緊急時の避難場所としての適否の判断を誤るおそれがあることを十分に予見でき、また予見すべきであった、と述べていた。これに対して、本判決は、被害者ら三名等による本件着火行為を原野で着火する如く危険な行為と評しながら、一方で、被告人両名が入会七号の状況を認識していたことを理由に本件着火行為が予見できた又は予見すべきであったとすることには、論理的な無理があると指摘する。というのも、

入会七号の状況を認識していたとはいえ、野焼作業の常識・鉄則を知る経験豊富な作業員らが原野で着火する如く危険な行為をすることは通常想定しえないはずだからである。

原判決の主張に対しては、本件野焼作業の現場作業員らが緊急時の避難場所としての適否の判断を誤る危険があるということは被告人両名にとって認識不可能な事情ではないだろうかとの反論ができよう。二（一）で述べたように、適否の判断を誤る危険が存在するというためには、作業員らが大規模な野焼作業において緊急時の避難場所を適切に選定する能力を欠いているということが前提となる。しかし、本判決の認定によれば、「現場の作業員らにおいては、各班ともこれまでも毎年同じ区域の野焼作業に従事していて地勢を承知しているとともに、経験が豊富な者が多」かったという。そうだとすれば、本件野焼作業の現場作業員らは「野焼作業の鉄則」を単に知識として知っているだけであり、緊急時の避難場所の選定に関する能力を十分には持ち合わせていなかった、とはいえないように思われる。少なくとも、本件野焼作業において着火場所の決定等の具体的な作業方法が現場に委ねられていたのは、前記の豊富な経験を有する作業員が多いことから、そうするのが適当であるとの考えに基づくものである以上、本件野焼作業において緊急時の避難場所としての適否の判断を誤る危険は予見不可能であったように思われる。

三　結果回避義務について

本判決は、以上のように予見可能性を否定したうえで、続けて、原判決が措定する結果回避義務に批判を加え、結果回避義務は認められないと結論付けている。ここで、予見可能性が否定された時点で過失犯が成立する余地はないにもかかわらず、なぜ原判決が示した結果回避義務に関しても検討を行ったのか、という疑問が生じる。この点について、原判決は「防火帯外着火禁止措置に係る履行確保措置」という特定の具体的な結果回避措置実施の動機付けを検討しているが、たとえこのような観点によったとしても、なお本件において過失犯の成立は認められえないということを示そうとしたのではないか、との推測が可能であるように思われる。実際、②「『防火帯』の場所を協議して取り決めた上で、自ら又は作業担当責任者らを通じて、これを各作業班の作業員らに周知徹底すべき義務」に関する本判決による検討においては、「防火帯」の取決め・周知徹底という特定の結

果回避措置を講じる動機付けが生じえないということが、明示的に当該義務否定の根拠とされている。また、①「『防火帯』以外の場所からの着火を禁じるという義務」の検討についても、明示はされていないが動機付けの発生可能性が問題となっているとも読める。

もっとも、原判決が予見可能性の段階において「防火帯外着火禁止措置に係る履行確保措置」という特定の結果回避措置の動機付けという点を問題としているのに対して、本判決は予見可能性ではなく結果回避義務の段階において当該動機付けを問題としている。この違いは、本判決が原判決とは異なる判断手法（順序）を採用していることに由来する。すなわち、本判決がまとめていたように、原判決は、「まず、本件事故と因果関係を有する結果回避措置を設定し、しかる後、かかる結果回避措置を講ずるべき責任主体は誰かを検討して、被告人両名にその作為義務を認め、その後、被告人両名の予見可能性や結果回避可能性を検討」するという判断手法を採用していた。結果回避措置を設定した後に予見可能性の検討を行うため、予見可能性判断の段階において先んじて措定された特定の結果回避措置実施の動機付けを問題とすることに特に支障はない。これに対して、本判決は、「まず被告人両名に本件事故に対する予見可能性があるかどうかを検討し、予見可能性がある場合に結果回避措置の内容を検討する」という「オーソドックスな判断手法」[14]を採用している。結果回避措置の設定に先立って予見可能性の検討を行うため、予見可能性判断の段階において防火帯外着火禁止措置に係る履行確保措置という特定の結果回避措置実施の動機付けを問題とすることは、若干の違和感を伴うように思われる。

それでは、①「『防火帯』以外の場所からの着火を禁じるという義務」および②「『防火帯』の場所を協議して取り決めた上で、自ら又は作業担当責任者らを通じて、これを各作業班の作業員らに周知徹底すべき義務」について、本判決はどのような検討を行っているだろうか。先に②の義務に関する本判決の検討についてみると、「被告人両名において、原判決がいうような措置を講じなければならないような動機付けが生じようもなく、このような義務が本件事故を回避するために被告人両名に課せられていたとはいい難い」として、②の義務が否定されている。本判決による当該判断は、次のような事情により支えられている。すなわち、これまでの東富士演習場の野焼作業において、安全な場所かどうかの判断は、担当する区域の地形等の諸事情に応じて

現場作業員らが具体的に判断するのが合理的として、作業員らに委ねられてきたこと、これまで大きな事故は起きていなかったこと、そして、本件野焼作業の実施計画の策定過程において作業担当責任者らが出席した会議等の際にも、その伝統的な作業手順について異を唱える者は誰もいなかったこと、である。

次に①の義務についてみると、当該義務は「野焼作業の鉄則」に反する着火を禁じることに他ならないところ、これは現場作業員らにとって言わずもがなの常識である以上、作業員らが「それに従って行動することを信頼してよいはずであるし」、「改めて言う必要もない」として、①の義務が否定されている。「改めて言う必要もない」というのは当該義務にいう結果回避措置実施の動機付けがないという意味であると解することができよう。

四　段階的手法の使用の適否について

原判決は、「結果を左右した本質的な結果回避措置」を示した後、まず「組織体である主催者」が負うべき責務を明らかにする。そのうえで、「組織体である主催者の中で、このような措置〔引用者補足：「現場の作業員らの安全確保に向けた適切な注意喚起や安全教育という積極的な措置」〕を講じるべき作為義務を負っていた個人は誰かという観点」から検討を進め、被告人両名への作為義務の帰属を肯定する。このような判断プロセスについて、本判決は、「危険物の製造、施設の管理に関わる事故の場合、注意義務の帰属主体としての組織を確定した上で、その組織の中での地位や職責、権限、職務の遂行状況等を踏まえて、結果発生の危険性、それに対する支配、管理性などの事情を実質的・総合的に考えて、個人として具体的に注意義務の帰属主体となり得るものは誰かというプロセスを経て責任の所在を問うという判断手法が用いられることがある」ところ、「原判決も、同様の手法を用いて、被告人両名に対する責任を導いたのではないかと推察」している。[15]

この手法（段階的手法）は既に多くの裁判例において用いられているものである。また、学説では、「先に、法人・組織レベルで注意義務の発生根拠ないし注意義務の内容を観念してから、その後、法人・組織内の個人の注意義務の内容を確定する」という手法[16]や「まず『組織』が負担すべき義務を特定し、次いで『個々の構成員』の義務を特定するという手法」[17]として、「段階

的思考」[18]や「組織関係的観察方法」[19]という呼称の下で議論されている。この手法の意義は注意義務確定の精密化に貢献するという点にあるが、[20]法人・組織が関係する過失事案のすべてにおいて用いられるべきものではないとされている。[21]それゆえ、段階的手法を使用すべき場合に本事案が含まれるかどうかという問題がここで生じるようにも思われる。[22]しかし、「被告人両名ら主催者側が具体的な危険を創出しているものでもないし、前記のような伝統や経験に裏打ちされた本件野焼作業における主催者側と現場作業員らのそれぞれの役割からすると、被告人両名が危険の管理をすべて引き受けているものではない」という「本件事故や本件野焼作業の実態」からすれば、本件において被告人両名に注意義務が認められる余地はない。それゆえ、「組織体としての主催者」の注意義務と被告人両名の注意義務を分けて検討するという段階的な判断を経ることが注意義務確定の精密化に貢献するかどうかを考える実益はないといえよう。[23]

(1) 本判決は特に言及していないものの、原判決が「注意義務」と「作為義務」を区別したうえで作為義務の存否を先行して判断しているという点も、理論的には興味深いといえる。

(2) 例えば、札幌高判平成五一年三月一八日高刑集二九巻一号七八頁（北大電気メス事件控訴審判決）。

(3) 例えば、最決平成一二年一二月二〇日刑集五四巻九号一〇九五頁（生駒トンネル火災事件上告審判決）。

(4) 刑集六三巻一一号二七九四頁。

(5) また、本件の匿名コメント（判例タイムズ一四六三号（二〇一九）一一二頁以下）において「本件と同様に特異な原因による事故に関する最近の裁判例として」東京高判平成二九年九月二〇日（裁判所ウェブサイト〈https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/097/087097_hanrei.pdf〉）（天竜川川下り船転覆事件控訴審判決）が挙げられているところ、その第一審判決である静岡地判平成二九年一月一六日（LEX/DB 25545258）も前記予見可能性理解を明示的に採用している。すなわち、「過失の前提としての予見可能性は、事故発生を回避する措置を講ずることが期待できる程度の内容であれば足りるから、必ずしも具体的な因果経過の全てを予見できたことまで必要ではなく、本件事故発生に至る因果経過の基本的部分を予見できたといえれば足りるものと解される。そして、本件においては、転覆の危険性があるような操船や運航がなされることが予見できれば、転覆事故を回避する措置を講ずることが期待しうるから、因果経過の基本的部分を考えるにあた

っても、本件において転覆に結びつく船頭らの操船や運航が何であったのかが重要となる」という。このような理解に則り原審が予見可能性を肯定したのに対し、控訴審はこれを否定した。もっとも、控訴審は原審の予見可能性に関する一般論を明示的に否定しているわけではなく、両者の結論の違いは事実認定の相違に由来する。なお、控訴審による予見可能性の具体的判断を疑問視するものとして、古川伸彦「判批」名古屋大学法政論集二七九号（二〇一八）二五八頁以下。

（6）杉本一敏「『因果関係の基本的部分』の予見可能性について――渋谷温泉爆発事件決定を契機に――」刑事法ジャーナル五〇号（二〇一六）二一頁以下、大塚裕史「結果の予見可能性と因果経過の予見可能性――渋谷温泉施設爆発事故事件最高裁決定を契機として――」井田良ほか編『山中敬一先生古稀祝賀論文集〔上巻〕』（成文堂、二〇一七）五一一頁以下、山本紘之「判批」刑事法ジャーナル二三号七九頁以下、稲垣悠一「判批」専修法学論集一二六号（二〇一六）四〇九頁。

（7）例えば、井田良『講義刑法学・総論〔第二版〕』（有斐閣、二〇一八）二一七、二二六頁、高橋則夫『刑法総論〔第四版〕』（成文堂、二〇一八）二二〇頁以下、岡部雅人「過失犯における『予見可能性』について」高橋則夫ほか編『野村稔先生古稀祝賀論文集』（成文堂、二〇一五）五四―五五頁、船橋亜希子「過失犯における予見可能性の対象について――具体的予見可能性説と危惧感説の対立構造を中心として――」明治大学法学研究論集四五号（二〇一六）一〇三頁以下、稲垣悠一「判批」専修法学論集一一二号（二〇一一）一六一頁。

（8）井田・前掲注（7）二一七頁。

（9）正確にいえば、この表現が原判決の説示に全く登場していないというわけではない。しかし、この表現が用いられているのは、弁護人らの主張を紹介する箇所（二（一）冒頭の引用箇所）にとどまる。また、これに加えて、原判決が本件野焼作業における危険の内実を把握したうえで、「野焼作業の火炎が急速に拡大、延焼し、作業員らの避難が困難になり、その生命・身体に危険が及ぶおそれがあることを十分予見することができた」と述べていることから（原判決における「罪となるべき事実」）、危険が予見可能性の対象とされていると捉えることも可能である。予見の対象を危険と考えるものとして、例えば、樋口亮介「注意義務の内容確定基準――比例原則に基づく義務内容の確定」高山佳奈子・島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』（成文堂、二〇一四）二二八頁以下、岡部・前掲注（7）五五頁。

（10）稲垣・前掲注（7）一五八頁は、「結果回避義務違反が過失の実体であり、予見可能性が結果回避措置を動機付ける前提要件とする場合、有効な結果回避措置を措定し、これを行為者に動機付け得る事情があるか否かが判断の中心となるべき

であり、『因果関係の基本的部分』それ自体を特定することに独自の意義はな」く、「仮に特定されるにしても、結果発生の蓋然性判断の基礎事情を確定し、その事情を前提に結果回避措置の動機付けの可否を判断する帰結として、特定されるに過ぎないように思われる」と述べる。

(11) 原判決における「事実認定の補足説明」第四の一(2)。

(12) 被害者ら三名が所属していたのが、御殿場市のH地区の住民で組織されたH火防隊のL支隊である。L支隊から本件野焼作業に参加したのは、被害者ら三名に、支隊長であるMと支隊員であるQを加えた五名であり、L支隊は他の支隊と併せてH1班に編成された。

(13) 原判決における「事実認定の補足説明」第四の一(2)(3)。

(14) 匿名・前掲注(5)一一二頁。

(15) 例えば、危険物の製造に関わる事故の場合に当該手法が用いられた近時の判例として、最決平成二四年二月八日刑集六六巻四号二〇〇頁(三菱自工製トラックタイヤ脱落事件最高裁決定)が挙げられる。矢野直邦・最高裁判所判例解説刑事篇平成二四年度七五―七六頁によれば、「この種の事案では、組織に属する者(個人)の注意義務を認定するに当たり、まず組織自体に結果回避義務としての注意義務及び不作為を観念した上、それに属する個人(被告人)につき、その権限や立場に照らして同様の評価が可能かどうかという観点から注意義務及び過失を認定する手法がとられることがあるが、本決定もそのような手法によっているといえる」という。また、施設の管理に関わる事故の場合に当該手法が用いられた近時の判例として、最決平成二六年七月二二日刑集六八巻六号七七五頁(明石市砂浜陥没事件第二次上告審決定)が挙げられる。駒田秀和・最高裁判所判例解説刑事篇平成二六年度二五二頁では、「本決定は、刑法上の注意義務の帰属に関し、被告人個人の注意義務の有無を直接判断するのではなく、まずは、国、そして、被告人の所属組織は、本件砂浜の安全管理をすべき基本的責任を負い、本件当時にはその安全管理を具体的に行うべき立場にあったとした……上で、被告人個人に業務上の注意義務があった……とする段階的な判断手法をとっている」と評されている。これらの他にも、千日デパートビル火災事件に関する最決平成二年一一月二九日刑集四四巻八号八七一頁や薬害エイズ事件厚生省ルートに関する最決平成二〇年三月三日刑集六二巻四号五六七頁、明石市花火大会歩道橋事件に関する神戸地判平成一六年一二月一七日刑集六四巻四号五〇一頁、パロマ湯沸器事件に関する東京地判平成二二年五月一一日判例タイムズ一三二八号二四一頁等が挙げられる。

(16) 樋口・前掲注（9）二四六頁。
(17) 稲垣悠一「不作為的過失と不作為犯論――注意義務確定の手法に関連して――」刑事法ジャーナル四六号（二〇一五）三一頁。
(18) 樋口・前掲注（9）二四六頁。
(19) 稲垣・前掲注（17）三一頁。
(20) 稲垣・前掲注（17）三一頁。
(21) 樋口・前掲注（9）二四七頁。
(22) 例えば、稲垣・前掲注（17）三一頁においては、段階的手法の理論射程を、「基本的には、組織としての注意義務を措定しないと個人と注意義務が割り出し難い場合に限定するのが妥当と思われる」との考えが示されている。また、駒田・前掲注（15）二五三―二五四頁は、樋口・前掲注（9）二四七―二四九頁や稲垣・前掲注（17）三〇―三三頁を参照しつつ、段階的手法の使用が有用な場面として、「①企業が市場に提供した欠陥製品の回収義務などのように、注意義務の発生根拠を法人レベルで基礎付けた上で、法人内の特定の個人に注意義務が発生する根拠を別途さらに基礎付けることがより現実に沿った形で判断できる場合、②複数の法人・組織が事故に関与するため、各法人・組織が負担する注意義務の内容を最初に明らかにしておくことが望ましい場合、③会社に重大なコストを生じさせる危険防止措置は会社自体の意思決定として行うことが要請されるため、当該会社においてかかる危険防止措置をなすべき義務を負わせることが正当化されるかあらかじめ有益な場合など」を挙げている。
(23) 古川伸彦「判批」名古屋大学法政論集二八三号（二〇一九）二八七頁は、「防止すべき危険の予見可能性を無視して、その危険を防止せよという規範を承認できるわけがない。本判決が『本件事故や本件野焼作業の実態』を強調するのも（二二頁）、事故原因となったL支隊の危険な着火行為が、事前に想定すべきリスクの範囲を超えている以上、防止が『作業班側』の責任か『主催者側』の責任かを云々する以前の問題だとの含意であろう」と述べる。

＊本研究は阪大刑事法研究会での報告を基にしたものである。